ひろしま夢ぷらざ出展要領等の一部改正新旧対照表（令和5年度分）

2023.1.31作成

2023.4.1施行

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 現行（旧） | 改正後（新） |
| 01.出展依頼  ２枚目 | 出展方法  （1）イベントブース（Ａ、Ｂ、Ｄ）  ・店頭中央イベントコーナーと合わせた、市町からの～  （2）市町PRカウンター  カを追加  （3）店頭プチイベントコーナー | 出展方法  （1）イベントブース（Ａ、Ｂ）  店頭販売コーナーと合わせた、市町からの～  （2）市町PRカウンター  カ　店頭設置のデジタルサイネージによる地域PR動画の放映  （3）店頭販売コーナー |
| 02.出展要領  １枚目 | 3出展物の展示・販売  (2) 地域産品の展示・販売については、原則として店頭中央イベントコーナー、イベントブース(Ａ、Ｂ、Ｄ)を利用する。  (3) 新しいまちづくりのPR、開発された地域産品のPR、及び地域で行われている様々な活動を活性化させるための催しについては、原則として市町PRカウンターを利用する。 | 3出展物の展示・販売  (2) 地域産品の展示・販売については、原則として店頭販売コーナー、イベントブース(Ａ、Ｂ)を利用する。  (3) 新しいまちづくりのPR、開発された地域産品のPR、及び地域で行われている様々な活動を活性化させるための催しについては、原則として市町PRカウンター及びデジタルサイネージを利用する。 |
| 09.店頭販売依頼文 | 文書タイトル  **「ひろしま夢ぷらざ」店頭プチイベントコーナーの利用促進について**  本文３行目  この店頭プチイベントコーナーは、小規模な～  本文７行目  別添の「市町村情報センターひろしま夢ぷらざ店頭プチイベントコーナー出展要領」に基づき、皆様方の～ | 文書タイトル  **「ひろしま夢ぷらざ」店頭販売コーナー（イベント時）の利用促進について**  本文３行目  この店頭販売コーナーは、小規模な～  本文７行目  別添の「市町村情報センターひろしま夢ぷらざ店頭販売コーナー出展要領」に基づき、皆様方の～ |
| 10.店頭販売コーナー出展要領 | 文書タイトル  市町村情報センター「ひろしま夢ぷらざ」店頭プチイベントコーナー出展要領  3場所  店頭プチイベントコーナー  4販売方法  ワゴン（150cm×75cm）２台による対面（実演）販売  5出展事業者  店頭プチイベントコーナーへ出展する事業者は、原則として～  7出展結果報告  プチイベント終了後、～ | 文書タイトル  市町村情報センター「ひろしま夢ぷらざ」店頭販売コーナー出展要領  3場所  店頭販売コーナー  4販売方法  販売台（150cm×75cm）による対面（実演）販売（販売台の使用台数は原則２台）  5出展事業者  店頭販売コーナーへ出展する事業者は、原則として～  7出展結果報告  店頭販売終了後、～ |
| 11.店頭販売出展申込書兼実施結果報告書（様式１） | 様式タイトル  店頭プチイベント・店頭中央イベント | 様式タイトル  店頭販売コーナー |
| 12.店頭販売コーナー出展について（注意事項） | 文書タイトル  **店頭（プチ・中央）イベントへの出展について（注意事項）**  本文1項目目  ・販売時間は、原則、午前９時から、午後５時までとしてください。  （シャッターは午前８時頃に開けます。準備が～  本文2項目目  ・ワゴンの周りを常に～ | 文書タイトル  **店頭販売コーナーへの出展について（注意事項）**  本文1項目目  ・販売時間は、原則、午前10時から、午後６時までとしてください。  （シャッターは午前８時30分頃に開けます。準備が～  本文2項目目  ・販売台の周りを常に～ |
| 13.店内レイアウト図 | 別紙 | 別紙 |
| 14.常設コーナー等出展要領（商工会、会議所共通） | （2）展示・販売方法  ② ～なお、商品については原則として、その地域において  ④展示・販売する商品の品質管理（賞味期限等）については、出展事業者の責任とする。  ⑤展示・販売する商品の在庫管理については、原則として出展事業者の責任において行うものとする。  なお、夢ぷらざは定期的に商品の棚卸を行い、その結果については商工会等を通じて連絡するものとする。  ⑥販売実績が振るわない商品については、商品の特性やPOSデータに基づいた整理をするものとする。  ⑦を追加  4.販売代金の決済について  （1）代金の決済については、原則として月末締切の翌月10日払いとする。 | （2）展示・販売方法  ② ～なお、商品については原則として、商品の重要な部分を占める原材料が、その地域において～  ④展示・販売する商品の品質管理（賞味期限等）については、出展事業者の責任とする他、食品表示法、食品衛生法その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。  ⑤展示・販売する商品の在庫管理については、原則として出展事業者の責任において行うものとする。  以下を削除  ⑥入れ替え対象商品については、商品の特性やPOSデータに基づき、カテゴリ別の下位20％を入れ替え対象商品とする。  ⑦出展者に対するフォロー  入れ替えにあたっては、入れ替え対象となった商品の出品者に対して意見等をフィードバックし、商品改良や事業者の育成につなげる。  ⑧ ⑦を追加したことにより繰り下げ  4.販売代金の決済について  （1）代金の決済については、原則として月末締切の翌月15日払いとする。 |
| 14.常設コーナー等出展要領（商工会用） | （3）出展の条件  ②ブースの貸借契約期間は原則１ヶ年単位とし、ブース負担金は前払いとする。 | （3）出展の条件  ②ブースの貸借契約期間は原則１ヶ年単位とする。  なお、上記①の本・支所単位で年度の途中で新たに取り扱いを開始、または中止する場合は出展した期間（月単位）を貸借契約期間とし、ブース負担金は月額2,000円に出展月数を乗じた額とする。 |
| その他 |  | 07.出展品目内訳表（様式5）  インボイス対応のため、適格請求書発行事業者の氏名また名称欄及び登録番号欄を追加  14.常設コーナー出展要領5頁（様式1-2）  インボイス対応のため、適格請求書発行事業者の氏名また名称の記載場所及び登録番号欄を追加 |